



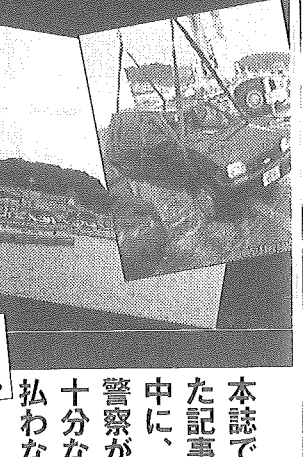
# あいおい損保の

# 母の死を「自殺」とする理由を教えて

## 警察は「事故」と判断した 白昼の港の転落死 遺族が涙の訴え

# 「超払い渋り、追及」第4弾

# とる理由を教えて



本誌であいおい損保の「超払い渋り」の実態を追及した記事に対して、全国からの情報が続いている。その中に、佐賀県の遺族から届いた切実な手紙があった。警察が「事故」だと認定した転落死をあいおい損保が十分な説明もないうまま「自殺」と断定し、保険金を支払わないというのだ。 ジャーナリスト 柳原三佳

佐賀県唐津市の東松浦半島尖端に位置する呼子港。静かな漁港に佐伯真美さん(31)はたまたみ、涙を浮かべて語り始めた。

「母は私の結婚式をとても楽しみにしてくれていました。事故の前日も、親しい友人に「娘の結婚式にぜひ出席してくださいね」とメールをしていたそうです。それなのに、保険会社は何を根拠に、母が自殺だったと言えるのでしょうか」

真美さんの母・長谷川春子さん(当時50)の運転する軽乗用車が、この場所まで海に転落したのは1年前、05年11月28日午後0時50分ごろのことだった。

地元の呼子観光協会事務局長を務めていた春子さんはこの日、午後から予定されていた各観光協会の合併協議会に出席することになっていた。直前まで行動を

ともにしていた職場の同僚によると、夕方から懇親会もあるため、昼休みを利用して着替えを取りに自宅に戻ったのだという。

事故が起こったのは、それから間もなくのことだった。春子さんの車は職場の前にある停船場の駐車場内を移動中、岸壁の車止めが設置されていない部分から右前輪を脱輪させて横転し、水深10メートルの海底に沈んでしまったのだ。目撃者によると、車の速度はほとんど出ていなかったといい、岸壁から約3メートル、ごく近い場所に転落した。

すぐにレスキュー隊が動員して救助にあたり、春子さんは病院に運ばれたが、真美さんが駆けつけたときにはすでに息を引き取っていたという。

警察は現場検証の結果、この事故を転落事故として

処理。労災保険も「交通事故による通勤災害」と認定した。死体検案書の「直接死因」の欄には「溺水」と書かれていた。

母親を失った真美さんは、春子さんが生前、あいおい損保の自動車保険とあいおい生命の生命保険に加入していたことから、同社に事故の報告を入れた。ちなみに、春子さんの自動車保険には、人身傷害補償保険(50万円)と搭乗者傷害保険(500万円)が付けれられ、死亡時500万円の生命保険にも加入していた。これらの保険は単独事故でも支払い対象となるので、今回の事故では、合計6千万円を限度に死亡保険金が支払われるはずだった。

ところが、事故から5ヵ月後、あいおい側の顧問弁護士から送られてきた06年4月17日付の「通知書」を見て、真美さんはショックを受けた。あいおい損保とあいおい生命は「保険金支払請求に応じることは困難」と知らせてきたのだ。

通知書には、その理由についてこう記されていた。「車両は、転落場所付近の駐車場から車両を進行させ、海に転落したものであり、岸壁からの進入角度(岸壁からの進入角度)からすれば、海に転落するようハンドルを意識的に操作したものと考えられます」

春子さんはわざと海に落ちた、つまり自殺だったというのだ。自動車保険の約款には「自殺によって生じた傷害について保険金を支払わない」とあり、自殺なら保険金は支払われない。では、あいおいが自殺と判断した根拠はなにか。通知書にはこう書かれていた。「本件車両がマニュアル車であることからすれば、オートマチック車におけるクリーブ現象もあり得ず、更に、転落地点の手前が平坦であることからすれば、ギアをニュートラルに入れていたとしても、車両が自然に進行することはありませぬ。以上のような事情から

を踏まなくても車が前進する現象)がないことなどを、「意識的なハンドル操作」の根拠にしているだけで、通知書には、駐車場内での車の軌跡や転落までの状況等について、これ以上具体的な説明はなかった。

春子さんの保険を取り扱ったあいおい損保の専業代理店を営むのは、春子さんの実弟である長谷川宗一さん(49)だった。宗一さんは、遺族に送りつけられた「通知書」を見ながら憤りを隠せない様子でこう語る。

「今回の被害者は私の姉でしたが、私の顧客でもありません。姉はこれまで長年、無事故を続けながら、あいおいで自動車保険をかけ続けてきました。離婚後、女子手ひとつで子供を育ててきたので、いざというときのためにと保険内容も十分なものにしていました。それなのに、いざ事故が起これば、自殺だから保険金は一切支払えませんかの一言。あいおい損保のあまりにひどい対応に、怒りを通り越

して驚いています」

本件の支払い拒否に関しては、あいおい損保内部でも疑問視する声が上がったという。代理店を営む宗一さんは複数の社員から、「この件で保険金を払わなかったら、本当に払い渋りになってしまおう」といふ声も聞かれたと話す。

実際、あいおい損保の唐津支社長は、4月21日に同社の九州損害調査部長に対して、「自殺とは考えられない」という内容の書面を提出している。さらに6月16日には、

〈何卒代理店の納得するかどうかでの対応頂けますようお願い申し上げます〉

という「要望書」まで出しているのだ。

ところが、現場のそうした声を嫌ったためか、この案件は間もなく本社扱いになった。宗一さんは言う。「信じられないことに、あのあいおいの社員は、当時の佐賀支店幹部に、「お前も

判でもしろという態度は許せません」

地元のあいおい損保代理店からは、こんな不安の声が上がっているという。

「いざというとき、こんな一方的な査定をされるようでは、恐ろしくてあいおいの契約を取れない……」

過去の判例では、事故である可能性が高い場合、「自殺である」という立証責任を保険会社側に負わせている。

あいおい損保広報にこの件について質問をしたが、「個別事案について、取材はご遠慮させていただきます」という答えだけだった。

真美さんは亡き母が喜んでくれると信じ、予定どおり今年9月に挙式した。「呼子が好きで、観光活性化のために一生懸命働いてきた母が、この呼子の港で白昼に自殺するなんて、絶対に考えられません。母の名誉のためにも、真実をはっきりさせたいと思っています」

7月になってあいおい損保から遺族へ突然送られてきた最終回答には、こう記されていた。

〈ご納得いただけない場合には、お手数ではございますが、裁判所の判断をいただくための法的な手続をお取りいただけますよう、お願い申し上げます〉

宗一さんは語る。

「あいおいが自ら行った再調査では自殺を裏付ける結果は出なかった。にもかかわらず、遺族になんの説明もないまま放置し、事故後8ヵ月もたつていきなり裁

決り、母の死を「自殺」とする理由を教えて

写真は左から、母・春子さんの遺影を抱く真美さんと春子さんが遺した愛犬、現場となった停船場(以上、撮影・横浜大輔)、海中から引き揚げられる春子さんの車(長谷川宗一さん提供)

やなぎはら・みか 1963年生まれ。交通事故、保険制度、司法問題などを取材。『死因究明 葬られた真実』(講談社)で、日本の検視捜査のずさんな実態を告発。他の著書に、『示談交渉人 裏ファイル』『交通事故被害者は二度泣かされる』など。